

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

(個人情報一答申第9号)

◆諮問第10号(個人情報)

暴力団排除に係る個人情報の取扱いについて

答 申 書

1 諮問の概要

(1)暴力団排除に係る個人情報の本人以外収集

(仮称)伊勢崎市暴力団排除条例の骨子(案)によれば、暴力団を排除する施策の推進に当たり、市は暴力団排除に役立つ情報の提供を市民等から受けることになり、これが本人以外から個人情報を収集することになるため、伊勢崎市個人情報保護条例(平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)第47条第1項第3号の規定により、当審査会の意見を求められたもの

(2)暴力団排除に係る個人情報の外部提供

(仮称)伊勢崎市暴力団排除条例の骨子(案)によれば、暴力団員排除の総合的な施策の推進に当たり、市の保有する個人情報を警察等の外部の関係機関へ提供することになるため、個人情報保護条例第47条第1項第3号の規定により、当審査会の意見を求められたもの

2 審査会の結論

(1)暴力団排除に係る個人情報の本人以外収集

暴力団排除条例の制定により、市民、事業者、行政が一丸となって暴力団の排除を推進し、市民が安心して安全に暮らせる社会を確保するという理念が明確化され、その趣旨から市が暴力団排除に役立つ情報を市民から収集することの必要性及び有益性が認められることから、暴力団排除に係る個人情報の本人以外収集は、公益上特に必要があるものと認められる。

もともと、市民から提供される暴力団排除に役立つ情報は、個人のプライバシーに関わる繊細な性質のものであるため、個人情報保護の観点から、次に掲げる事項を念頭に置いた条例の制定及び運用が求められる。

ア 市民等から提供される暴力団排除に役立つ情報については、暴力団排除条例制定の目的を踏まえて、取決めの基準等を作成した上で取り扱う情報の範囲等を定めるなどして適切に収集しなければならない。

イ 情報の漏えいや不当な流用という事態が生じないよう、情報管理に関する必要な事項を定めるなどして、提供された情報は所管課において適切かつ厳重に管理しなければならない。

ウ 提供された情報については、その内容及び性質上、本人に情報の正確さを直接確認することが想定できないため、市民等から情報提供を受ける際には、可能な限り情報の正確性の確保に努めなければならない。

(2)暴力団排除に係る個人情報の外部提供

市民、事業者、行政が一丸となって暴力団の排除を推進し、市民が安心して安全に暮らせる社会を確保するという暴力団排除条例制定の趣旨に照らせば、市の事業からの暴力団

排除や市民の安全確保のために、県や警察等の関係機関との連携を図ることは必要不可欠であるから、目的達成のために必要な範囲で、市が暴力団の排除に役立つ情報を得た場合に当該情報を外部提供することは、公益上特に必要があるものと認められる。

もっとも、情報提供された暴力団排除に係る情報には、個人情報が含まれることから、外部への情報提供に当っては、情報提供の条件や提供できる情報の範囲等について具体的に取決め等の基準等を規定し、また、市と情報提供先との間で合意書等を締結するなどして、暴力団の排除に役立つ情報の外部提供が適正に行われるための制度を整備するとともに、みだりに個人情報を外部提供しないように適正かつ慎重な運用が求められる。

3 審査会の考え方

暴力団排除条例の制定の目的は、市民、事業者、行政が一丸となって暴力団の排除に取り組み、協働による安心安全なまちづくりを図ることであり、平成23年4月1日に施行された群馬県暴力団排除条例の趣旨を踏まえて、市民等から提供される情報を活用し、警察署及び県等と緊密に連携した暴力団排除を推進しようとするものである。

暴力団排除条例の制定により、市民等から暴力団排除に役立つ情報を収集することについての根拠が明確になり、市民等の協力を得て効率的な暴力団排除措置が可能になるが、多種多様な情報を処理する中で、結果的に必要以上の個人情報を市が保有してしまうことも危惧される。また、事務事業からの暴力団排除措置においては、市の保有する個人情報を警察署等へ提供することにより、暴力団か否かを確認することは必要不可欠であるが、排除措置に関係のない情報提供者等の個人情報保護は徹底されなければならない。

以上のように、暴力団排除条例の制定に伴い、暴力団排除に係る情報の取扱いは多岐に渡ると想定されるため、個人情報保護の観点から、情報収集、収集後の情報管理及び情報提供のいずれの場面においても、厳密さと慎重さが求められることは当然である。

よって、当審査会としては、「審査会の結論」記載のとおり、意見を申し述べるものである。